

点検・整備に係る不適切事案について

1 経緯

- 令和元年9月、パワー・ハラスメント調査の過程で、若鮎Ⅲの点検・整備に係る疑義が寄せられた。
- 過去の整備記録や危険物の保管状況の確認などを行うとともに、関係者から聞き取りを実施。
- 令和元年11月29日に、パワー・ハラスメントに係る処分に合わせて調査結果を公表。

2 不適切な事案の概要

(1) ホイストの点検期間超過

- 若鮎Ⅲに装着されているホイスト（救助時に人を吊り上げる装置）について、メーカーのメンテナンス・マニュアルに定める頻度（1か月ごと／3時間の使用／100サイクルの使用のいずれか早い時期）で定期点検を行うこととされている。
- 平成29年12月以降のホイストの点検記録を確認したところ、1か月を超過した事案が9回、3時間を超過した事案が2回確認された。このうち1回は1か月、180分（3時間）双方を超過していた。

(2) 防災航空センターにおける危険物管理の法令違反

- 防災ヘリコプター格納庫に油脂類（消防法に定める危険物、ガソリンや航空機用塗料、航空燃料、灯油、オイル等）が消防署に届け出ることなく保管されていた。
- なお、10月9日に所轄消防署に立ち入り検査を受けるとともに、11月28日までに全量を撤去済み。